

# 交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2021賃金確定一次要求書に対する回答について

交渉日時 令和3年10月18日(月) 15時15分～17時00分

交渉場所 水道庁舎3階 会議室

交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 北尾市長公室副部長 西川人事課長  
岡野人事課副課長 足立人事研修係長 大槻給与係長

組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長 他執行委員 計11人

概要	組合からの2021賃金確定一次要求書に対する回答 ①賃金改善について ②冬季一時金要求について ③諸手当について ④休暇について
組合の主張	① 平成30年からの給与制度の見直しにより引き下げられた賃金ラインの回復や前歴の課題等への対応を求めてきたが全く考慮されていない。当局の説明では、検討の経過さえ見えてこない。 ② なぜ組合要求に応えられないのか説明がなく、要求に対する回答としては、極めて不誠実である。 ③ 住居手当について、昨年度から京都府などの国よりも有利な制度をもつ他団体を参考に制度を検討するよう求めていたが、検討状況が見えてこない。また、扶養手当について、国のような配偶者と子どもの配分を変えるだけの議論ではなく、子どもの手当額の引き上げを求める。 ④ 人事院勧告と同時に不妊治療に係る休暇の創設等の方向性も示されていたが当局からの提案がないがどのように考えているのか。
当局の主張	① いずれも本給部分である給料本体に関わる部分であり、京都府をはじめ近隣他団体の動向を踏まえると水準の改善等は困難である。 ② 期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告に準拠することを基本と考えており、独自の支給割合や加算措置を行うことは困難である。 ③ 住居手当の支給額については、近隣他団体の状況等を踏まえて検討していきたいと考えている。また、特殊勤務手当のうち、感染症等の防疫作業従事手当については、新型コロナウイルス感染症の患者、若しくはその疑いがある者に接して行う作業等に対し、支給額の特例を設けることを検討している。 ④ 休暇の詳細については、現時点で国における運用の詳細が示されていないため提案に至っていない。諸条件が整えば改めて協議をさせていただきたい。